

第76回接続政策委員会 当社ご説明資料

IP化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方

2025/12/24

ソフトバンク株式会社

1. コスト回収及びビル&キープ方式に関する当社の基本的な考え

① 接続条件の決定に関して

非指定を含む全ての電気通信事業者に接続義務（事業法32条）を課した上で、**接続料金や条件に関しては適正原価・適正利潤の考え方に基づき民民協議で決定するというのが事業法の基本的な考え方との認識※**

ビル&キープ方式を原則化し、接続料精算を制度で不可とすることは、現行の事業法の基本的な考え方とは合致しないものであり、この考え方に反してまで制度で原則化を必要とする合理的な理由がない限り認められるべきではない

※例えば紛争処理委員会によるあっせんや仲裁といった制度は、民民協議を尊重する点から設けられている理解

② 音声接続における現行の費用負担の妥当性

音声接続では、着信事業者のネットワークを介さなければ通話が成立せず、事業者間を跨ぐ音声呼に関して**発信事業者が着信接続料を負担する現行ルールは自然**であり、公正競争上の問題は生じていない

③ 費用の適切な相互負担の重要性

現状において、モバイル・固定間での本質的なネットワーク構造の違いや事業規模の違いにより、ネットワークコストに大きな差分が存在するため、公正競争の観点からも**応分費用を適切に相互負担することが重要**

④ ビル&キープ方式採用に関して

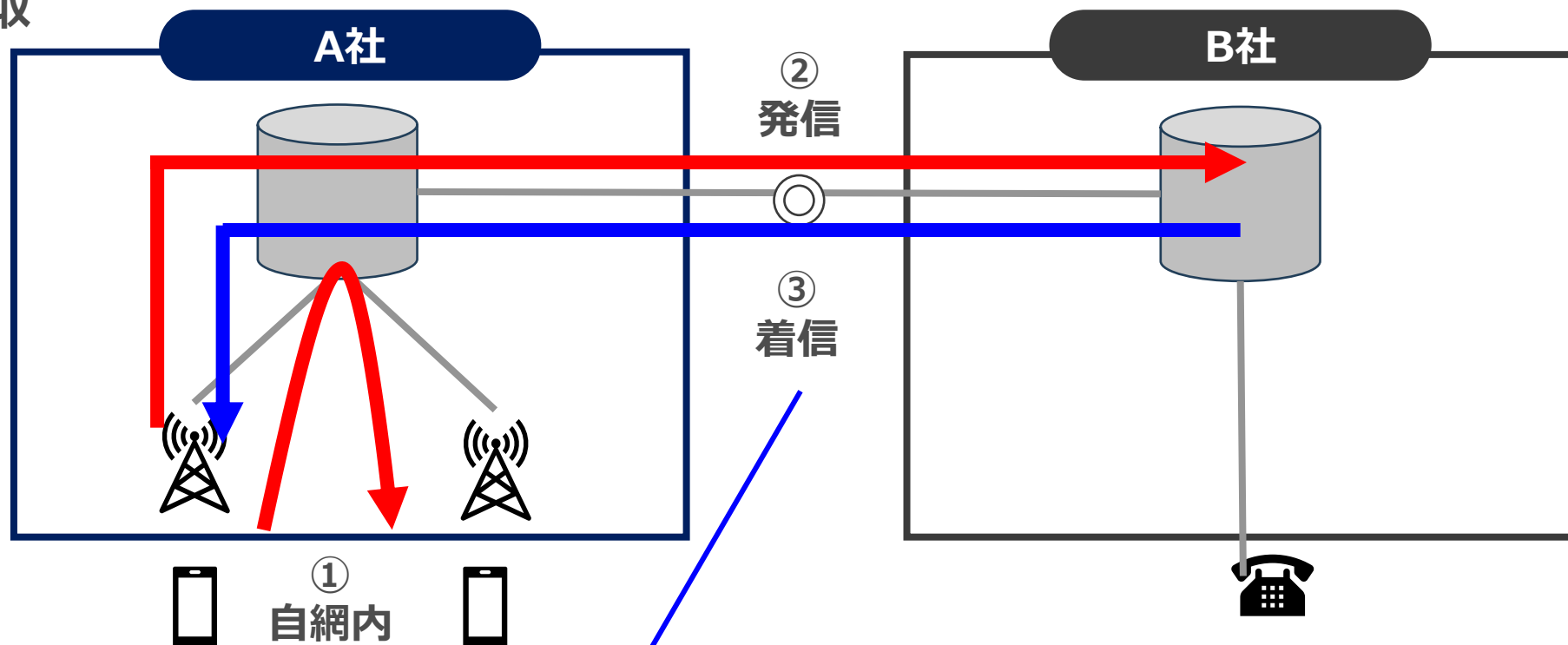
上記①～③を踏まえると、現状これまでの事業法の基本的な考え方に反してまでビル&キープを原則化すべき理由はなく、寧ろ現行ルールに則り**応分費用を適切に相互負担することが重要**であることから、**ビル&キープの原則化は許容できない**

ただし一律原則化ではなく、二者間協議によるビル&キープ採用の検討には応じる考えであり、**例えばトラフィック/取引金額規模が些少で、事業者間精算や接続料算定コストの方が大きい状況等**であれば、ビル&キープの採用も考えられる

【参考】現在のコスト回収の考え方

A社ネットワークコストの回収先：

- ① ユーザ料金で回収
- ② ユーザ料金で回収
- ③ 接続料で回収



現状、A社は接続料でA社ネットワークコストを回収しているが、ビル&キープ方式を採用すると、概念上は当該コストは着信ユーザからの回収となる
(ユーザ料金への影響については4頁に後述)

2. 音声サービス市場の利用状況推移（トラフィック）

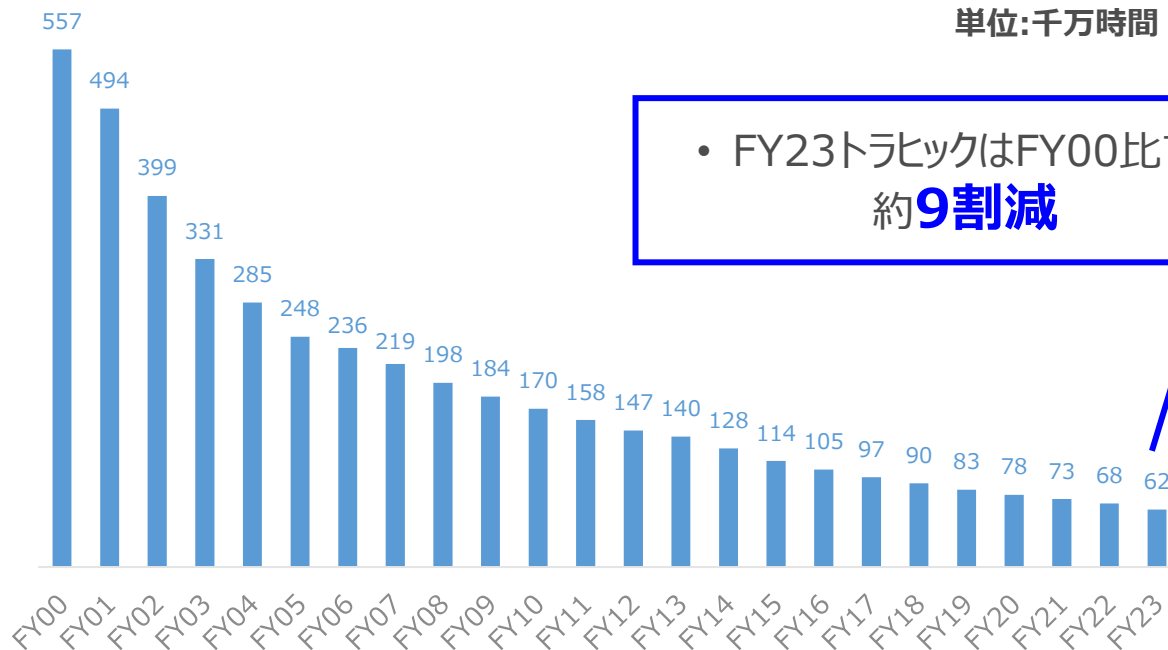
3

モバイルと固定ではトラフィックの傾向が全く異なることから、
両者を一括りで議論すべきではない
（固定は25年間で約9割トラフィック減少、一方モバイルは大きなトラフィック減少は見られず）

音声通話時間の推移

固定電話

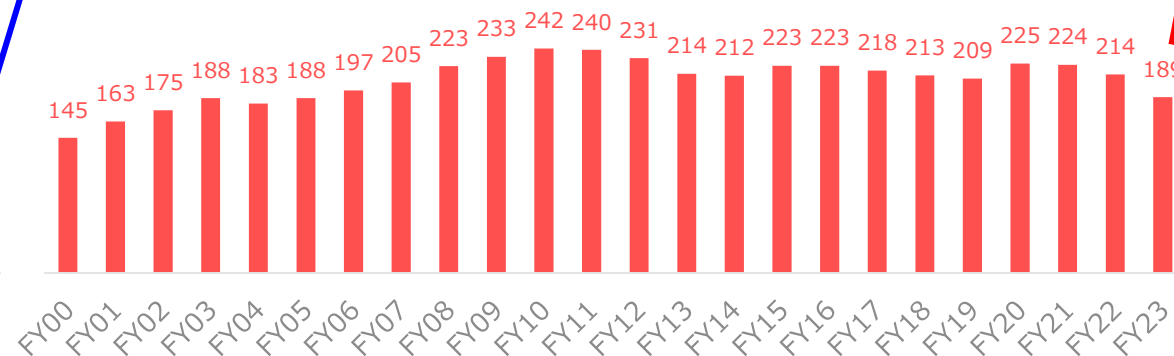
単位:千万時間



- FY23トラフィックはFY00比で約**9割減**

モバイル

単位:千万時間



- FY23トラフィックは固定のFY08～FY09ほどの状況
- FY23固定トラフィックの**3倍超**

総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を基に作成

3. ビル&キープ原則化による影響（ユーザ料金の観点）

着信接続料がユーザ料金に与える影響は極めて限定的であり、ビル&キープ原則化は料金低廉化やサービス柔軟性向上には寄与しない

移動電気通信役務における音声サービス収支に占める接続料の割合

構成員限り

着信接続料がユーザ料金に与える影響

【接続政策委員会 最終答申抜粋】

着信接続料がユーザ料金に与える影響は限定的であり、「着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる」と説明することは困難である。

※IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方
～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～
最終答申(令和3年9月1日)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000767075.pdf

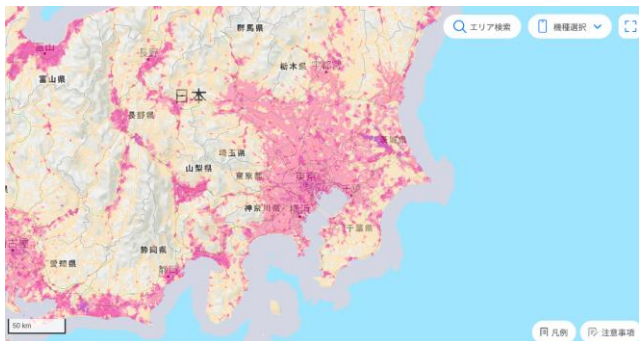
4. ビル&キープ原則化による影響（自網コスト効率化の観点）①

通信事業者（特にモバイル）の設備構築における最重要課題は、
ユーザ利便性（「つながりやすさ」や「通信速度」）向上等を効率的な投資で実現すること

接続料収入を高めるために**非効率な設備投資を行うことはあり得ず、**
またビル&キープ原則化による自網コスト効率化促進効果も**極めて限定的**

設備構築の判断要素例

エリア整備



品質向上

第三者機関の分析でソフトバンクが高評価を獲得

グローバル・モバイル・ネットワーク分析会社Opensignal社が、山手線周辺と主要駅である東京、品川、渋谷、新宿、池袋、上野、秋葉原を分析したレポート「山手線周辺のモバイル・ネットワーク・エクスペリエンス」を2024年3月に公表。「一貫した品質」のスコアでは84.5点と、最も高い評価を獲得しています。

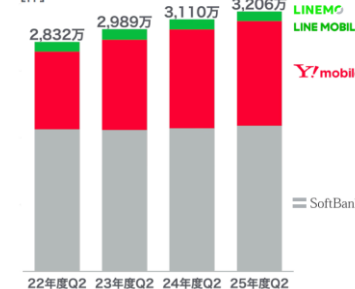


安定提供



サービス競争

スマートフォン 累計契約数
[件]



スマートフォン契約数
3%増

(注) 法人契約は含まず。 1.4

通信事業は高い公共性を持ち、**社会的責務に伴うコスト**を受益者から適正に回収することは重要
コスト効率化のみの視点で議論するべきではない

効率化のみを追求すると、例えば採算性の低い地域は充実したネットワークを有する事業者への
ローミングに依存する等、**自前設備構築を原則とする公正競争を歪める懸念**

長時間停電対策

災害等による停電時でもサービス提供を
維持できるよう電源設備の増強等を実施



ディーゼル発電機



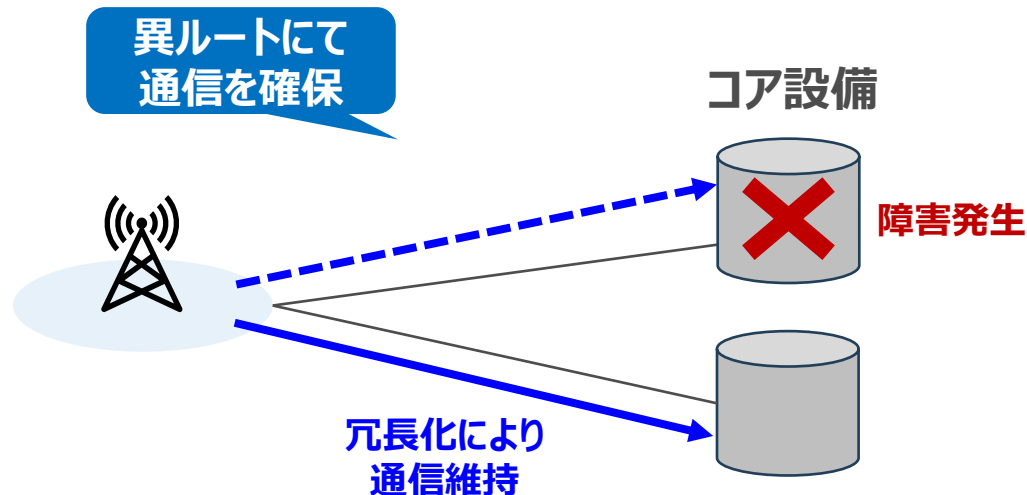
LP発電機



12-24時間バッテリー

設備の冗長化

コア設備に障害が発生した際に
設備を冗長化することで通信を維持



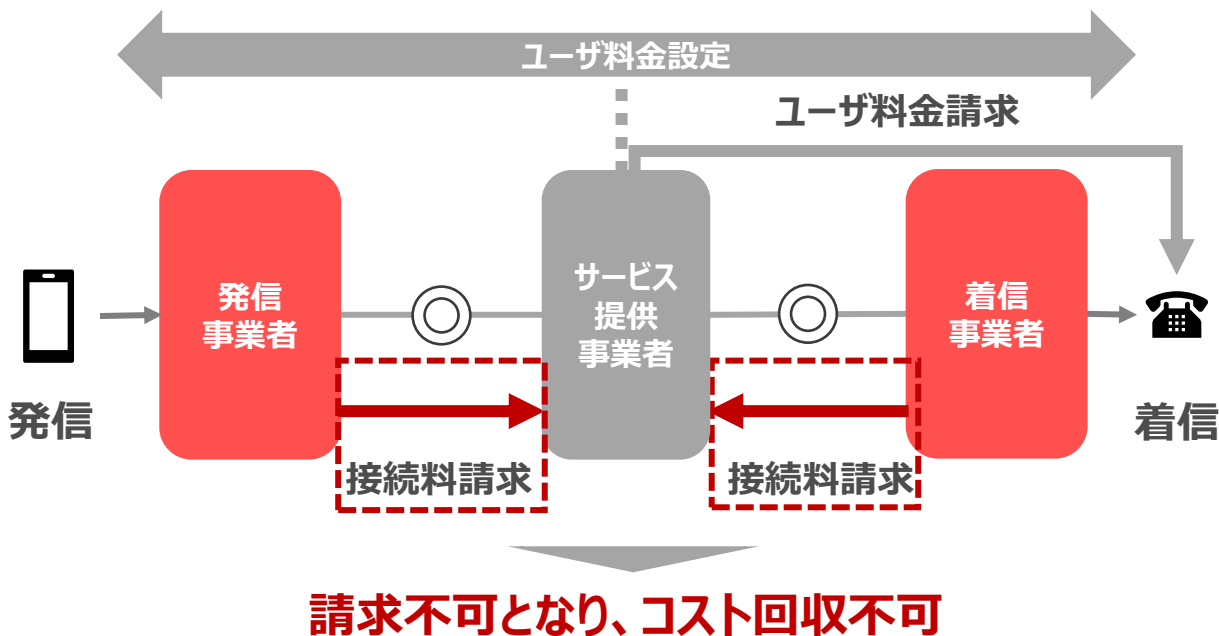
6. ビル&キープ原則化による影響（運用コストの観点）

片務的呼種の接続料算定・精算やその他事業者間精算は継続して必要であり、運用に要するコストの削減効果は極めて限定的

片務的呼種（着信課金・国際呼等）

片務呼に係る自網コスト接続料以外で回収する術がない

- 接続料の算定とサービス提供事業者との精算の継続が不可欠



その他精算業務等

仮にすべての呼種でビル&キープを導入した場合も、次のような業務は残る

接続会計

- ・ 接続会計の作成

接続料算定

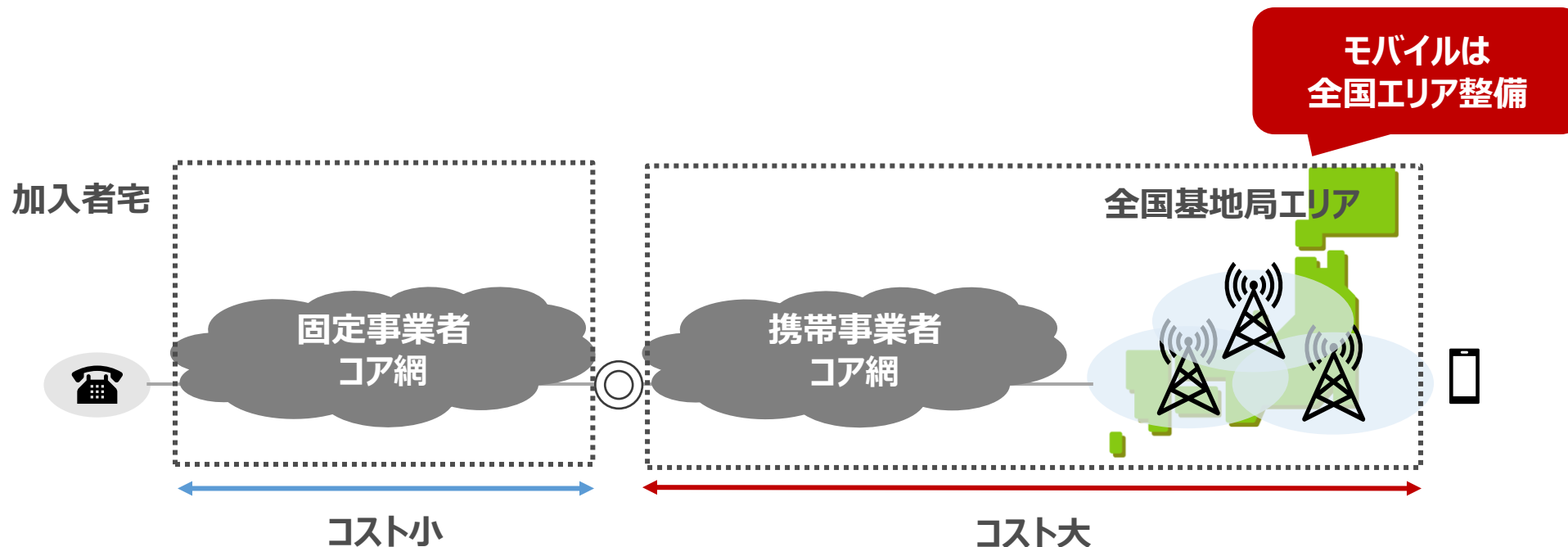
- ・ データ接続料や工事費等の費用算定

その他精算業務

- ・ 事業者間での精算行為は存続（双方向番ポ、工事費、MVNOとの精算等）

モバイルと固定では発信接続事業者が負担する接続料算定区間が異なり、
ネットワーク構造上も**コスト実績に基づく単価は大きな差異**が生じる

ビル&キープを導入すると携帯事業者が整備した全国のエリアを、
固定事業者は負担なしで享受可能に



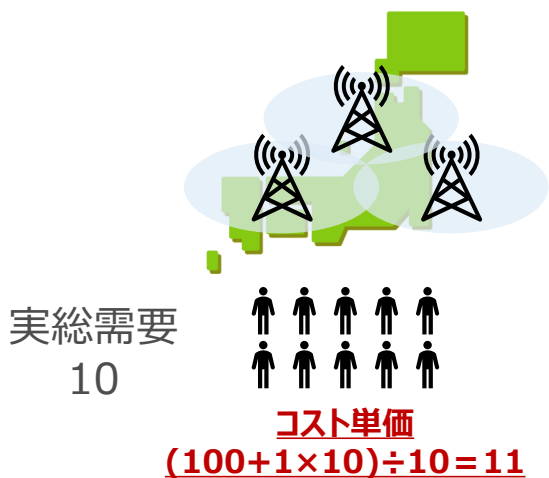
8. ビル&キープ原則化による影響（事業規模の観点）

特に携帯事業はサービスの特性上、全国できめ細かなエリア展開が必須
（シェアや規模に関わらず大規模な固定費が発生）

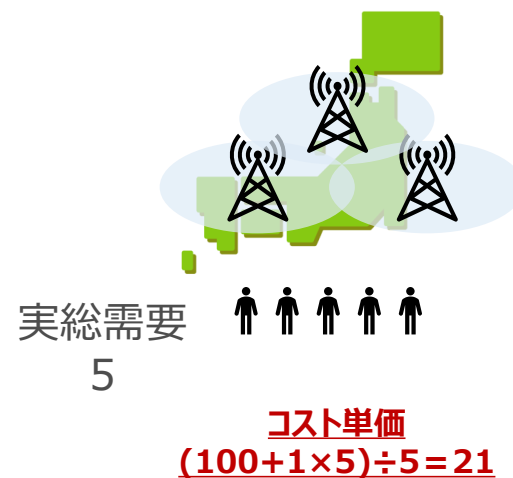
規模の経済が働きやすい構図

A社（事業規模大）

全国エリアカバーに必要なコストを100と仮定（エリア展開はユーザ規模に依らない）
また、需要増コスト（変動費）を1ユーザあたり1と仮定



B社（事業規模小）



※【参考】現行の契約者数
括弧内はSBを1とした時の比率

ドコモ殿	95.8百万	(1.7)
KDDI殿	59.6百万	(1.1)
SB	55.1百万	(1)

*「市場検証会議（令和6年度）年次
レポート（案）」より当社作成
（期末間の平均）

規模の経済が働く大規模事業者の方が、
ビル&キープによるコスト回収の影響が軽微

【参考】ビル&キープ原則化による影響（競争の観点）

ネットワーク構造や事業規模が異なる事業者間でビル&キープを導入した場合、
市場全体での競争の公平性が損なわれる

※また、新規事業者と既存事業者との間でコスト回収における不公平も生じうる

(前提)相互接続しているA社、B社の発着トラフィックが同規模の場合

A社負担

B社負担

A社の接続料単金

B社の接続料単金

単金差あり

ビル&キープ
導入前

10

20

10

20

→ A社発信時 A社コスト負担 : $(A)10 + (B)20 = 30$

← B社発信時 B社コスト負担 : $(B)20 + (A)10 = 30$

ビル&キープ
導入後

10

20

10

20

→ A社発信時 A社コスト負担 : $(A)10$ B社コスト負担 : $(B)20$

← B社発信時 A社コスト負担 : $(A)10$ B社コスト負担 : $(B)20$

※トータルの負担 : A社: $(A)10 + (A)10 = 20$ 、B社: $(B)20 + (B)20 = 40$

**B社がA社と同等コストでの提供をする場合、
A社を超えるコスト効率化が必要**

以下の観点から、現時点においては制度原則に反してまでビル&キープ導入メリットはなく原則化は許容できない

- 料金低廉化やサービス柔軟性向上に寄与しない
- 導入によるコスト効率化促進は極めて限定的
- 片務的呼種の精算やデータ接続料の算定等、接続に要するコストは残り続ける
- モバイル・固定間のコスト構造の違いや事業規模の違いによる単価差が依然大きい

各論点に対する当社の考え①

論点		当社の考え
論点 1 ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備以後の音声サービスの現状		
①	IP網への移行後の音声サービスに係る契約数及び音声トラフィックの状況。	- モバイルのFY23トラフィックは固定のFY08～09ほどの規模であり、また固定のFY23トラフィックの3倍超と、モバイルと固定ではトラフィックの傾向が全く異なることから、両者を一括りで議論すべきではないと考えます - また、固定電話事業者数は当社と相互接続している事業者だけでも 社存在し、現時点では市場として機能している認識です
②	接続料の算定等に関する研究会第七次報告書を踏まえて、ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備が実施されたが、その後のビル&キープ方式に関する検討状況。ビル&キープ方式を適用していない場合、その理由	- 当社は現時点でビル&キープを適用する接続事業者は存在しません - 当社は「トラフィック/取引金額規模が些少で、互いに事業者間精算や接続料算定コストの方が大きい状況になれば、接続料の精算や算定を行う意義は乏しいため、ビル&キープ採用も合理的」と考えていますが、現状そうした状況にある接続事業者が存在しないため、当社において現時点でビル&キープを適用する接続事業者は存在しません - また、当社はビル&キープの導入に向けた具体的なご要望も頂いていない状況です

※赤枠内構成員限り

論点		当社の考え
論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。		
③	ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。	
(1)	【メリット】自網コストの効率化	- 通信事業者（特にモバイル）の設備構築における最重要課題は、ユーザ利便性（「つながりやすさ」や「通信速度」）向上等を効率的な投資で実現することであり、接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはありません - そのため、ビル&キープを導入したとしても、それによる自網コスト効率化促進効果はないと考えます - また、通信事業は公共性が高いことから、サービスの維持や安定性確保等、社会的責務を果たすための不断の取り組みを実施しており、当該コストを引続き受益者から適正に回収することは重要であり、コスト効率化の視点のみで議論するべきではないと考えます
(2)	【メリット】事業者間の公平性	- モバイルと固定では、発信接続事業者が負担する接続料の算定区間がそもそも異なることに加え、ネットワーク構造上も全国エリア整備が必要なモバイルと、加入者宅までの整備で良いモバイルでは、コスト実績に基づく単価に大きな差異が生じます - 仮にビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを、固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり、却って公平性を損なうことになると考えます - また、通信事業（特にモバイル）は、サービスの特性上規模の経済が働きやすく、仮にビル&キープを原則化した場合、規模の経済が働く大規模事業者の方が、ビル&キープによるコスト回収の影響が軽微となるため、大規模事業者のみを利する結果になる、却って競争上の公平性を損なう可能性があると考えます

論点		当社の考え
論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。		
③	ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。	
(3)	【メリット】音声接続のコスト削減	- 次の点から、接続料の算定や精算は継続して必要であるため、音声接続コストの削減効果は極めて限定的と考えます。 ✓ サービス呼のような片務的呼種については、仮にビル&キープを導入すると、接続事業者は接続料以外に自網コストを回収する術がなくなるため、接続料の算定・精算が不可欠であること ✓ 仮に全ての呼種でビル&キープを導入した場合であっても、接続会計の作成や、MVNO向けのデータ接続料、その他工事費等の算定や、番号ポータビリティや工事費、MVNOとのデータ接続料の精算は残ること
(4)	【メリット】参入障壁の軽減	- 音声事業への参入障壁は、接続料の精算等に係る事務的コストよりも、設備投資や各社との接続に関する協議コストが主だと想定しており、ビル&キープ原則化により参入障壁の軽減にはならないものと考えます - また、仮にビル&キープを原則化した場合、既に一部コストを着信接続料で回収している既存事業者と、全て自社ユーザから回収する必要がある新規参入事業者との間で、コスト回収における不公平が生じるため、むしろ参入障壁が高くなる可能性もあると考えます - また、主に固定系非指定事業者の接続料については、指定事業者の接続料をベンチマークとして採用しているケースが多いことから、接続料の設定における障壁は存在しないと考えます。

論点		当社の考え
論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。		
③	ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。	
(5)	【デメリット】小規模事業者の事業継続	自社の着信に関するNWコストが、発信側事業者から回収できなくなるため、小規模事業者の現在の接続料収支状況によっては、更なる設備投資が難しくなることや、ユーザ料金を値上げが必要になることで、競争力を失う結果、小規模事業者が事業継続を継続することが困難になる可能性はあります
(6)	【デメリット】競争への影響	(2)で述べたとおり、規模の経済が働く通信事業において、ビル&キープ方式の原則化は一般的に、大規模事業者（契約者が多い事業者）にとって有利、小規模事業者（契約者が少ない）事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす可能性があると考えます - また、(4)で述べたとおり、仮にビル&キープを原則化した場合、既に一部コストを着信接続料で回収している既存事業者と、全て自社ユーザから回収する必要がある新規参入事業者との間で、コスト回収における不公平が生じるため、新規事業者の参入がなくなり、競争の停滞を招く可能性もあると考えます
(7)	【デメリット】コスト回収への影響	仮にビル&キープを原則化する場合、これまで発信側事業者が負担していたコストを、実質的に着信側事業者が自社ユーザから回収する構図となるため、ユーザ料金の考え方や設備投資の考え方に変化がある可能性があると考えます

論点		当社の考え
論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。		
④	海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。	海外主要国でビル&キープ方式が採用されているのは、ユーザから着信料金を回収している米国のみであり、日本同様発信者課金前提でのビル&キープ方式採用事例はなく、その観点からも、ビル&キープは原則化すべきでないと考えます。
⑤	対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。	- サービス呼のような片務的呼種については、仮にビル&キープを導入すると、接続事業者は接続料以外に自網コストを回収する術がなくなるため、接続料の算定・精算が不可欠と考えます - 仮に現行の従量接続料に代わる料金を導入したとしても、結局、その妥当性について指定事業者の検証が生じる可能性があり、規制コストの軽減にはつながらないと考えます
⑥	利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。	4頁のとおり、着信接続料がユーザ料金に与える影響は極めて限定的であり、令和3年9月1日の接続政策委員会の最終答申から状況は変わっておらず、『着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる』と説明することは困難』と考えます - そのため、仮にビル&キープを原則化した場合も、ユーザ料金の低廉化やサービス柔軟性の向上には寄与しないと考えます
⑦	事業者の投資行動にどのような影響があるか	③(1)で述べたとおり、通信事業者（特にモバイル）の設備構築における最重要課題は、ユーザ利便性（「つながりやすさ」や「通信速度」）向上等を効率的な投資で実現することであり、接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ず、仮にビル&キープを導入したとしても、それによる自網コスト効率化促進効果はないと考えます - また、小規模事業者においては、自社の着信に関するNWコストが発信側事業者から回収できなくなるため、現在の接続料収支状況によっては、更なる設備投資が難しくなる可能性はあると考えます

各論点に対する当社の考え②

論点		当社の考え
論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。		
⑧	仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。	⑤で述べたとおり、仮にビル&キープを原則化した場合であっても、片務的呼種の接続料やMVNO向けのデータ接続料の算定・精算が残ることから、現行の接続制度に大きな変更はなく、省令等においてビル&キープに関する規定を追加するにとどまると想定します
⑨	仮に原則化を行う場合、方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。	- 以下4点の観点から、当社はビル&キープ導入メリットはなく原則化は不適切と考えます －料金低廉化やサービス柔軟性向上に寄与しない －導入によるコスト効率化促進は極めて限定的 －片務的呼種の精算やデータ接続料の算定等、接続に要するコストは残り続ける －モバイル・固定間のコスト構造の違いや事業規模の違いによる単価差が依然大きい - なお、トラヒック/取引金額規模が些少で、互いに事業者間精算や接続料算定コストの方が大きい状況になれば、ビル&キープ導入を検討できると考えます
⑪	上記事項に加えて検討すべき事項があるか（例：仮に原則化を行う場合、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化が考えられるか）。	現時点ではございません